

○國厚外內
土生
交勞務閣
通働省省省、
環農財總
林
境水務務
產省省省省、
防經文法
濟部
衛產科務
業學省省省省、
令第
号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定に基づき、排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令案を次のように定める。

令和三年
月
日

1

内閣總理大臣 岸田文雄

総務大臣
金子
恭之

法務大臣
吉川
禎久

外務大臣 林芳正

財務大臣 鈴木俊一

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子 原二郎

経済産業大臣 萩生田 光一

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

環境大臣 山口 壮

防衛大臣 岸 信夫

排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する

判断の基準となるべき事項等を定める命令案

(プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施の原則)

第一条 排出事業者は、次に定めるところにより、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、その事業活動において使用するプラスチック使用製品の安全性、機能性その他の必要な事情に配慮した上で、その事業活動に伴い排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り排出の抑制及び再資源化を実施するものとする。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にと

つて有効であると認められるときは、この限りでない。

一 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制すること。

二 プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する場合にあっては、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等の促進に資するよう適切に分別して排出すること。

三 プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部のうち、再資源化を実施することができるものについては、再資源化を実施すること。

2 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部のうち、前項第三号の規定による再資源化を実施することができないものであって、熱回収（使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすることをいう。以下同じ。）を実施することができるものについては、熱回収を実施するものとする。

3 排出事業者は、第一項第三号及び前項の規定によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等の実施の全部又は一部をプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を適正に実施し得る

者に委託することができる。

(プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制)

第二条 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 プラスチック使用製品の製造、加工又は成形の過程において、原材料の使用の合理化を行うこと、端材の発生を抑制すること、端材や試作品などを原材料として使用することその他の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制する工夫を行うこと。

二 プラスチック使用製品の流通の過程において使用されるプラスチック製の包装材等に関し、簡素な包装を推進すること、プラスチック以外の素材へ転換をすることその他の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制する工夫を行うこと。

三 その事業活動において使用するプラスチック使用製品について、過剰な使用を抑制すること、なるべく長期間使用すること、部品又は原材料の種類について工夫されたプラスチック使用製品を使用することその他のプラスチック使用製品の使用の合理化を行うこと。

(プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等)

第三条 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を著しく阻害するおそれのある物の混入を防止すること。

二 その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する自らの工場又は事業場の周辺地域においてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化を適正に実施し得る者が存在しない場合、プラスチック使用製品産業廃棄物等に人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している又はそのおそれがある場合その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化を実施することができない場合において、熱回収を実施できるプラスチック使用製品産業廃棄物等については、熱回収を実施すること。

三 自らプラスチック使用製品産業廃棄物等の熱回収を実施するに当たっては、可能な限り効率の良い熱回収を実施すること。

四 他人にプラスチック使用製品産業廃棄物等の熱回収を委託するに当たっては、委託先として可能な限り効率の良い熱回収を実施する者を選定すること。

五 プラスチック使用製品産業廃棄物等の飛散及び流出並びに悪臭の発散その他による生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること。

（目標の設定）

第四条 多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を行うため、その事業活動に伴い排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うものとする。

2 多量排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び前項の規定により定める目標の達成状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

（情報の提供）

第五条 排出事業者は、他人にプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を委託するに当たつ

ては、受託者に対し、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等について、その排出及び分別の状況、性状及び荷姿に関する事項その他の必要な情報を提供するものとする。

2 排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

（加盟者におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進）

第六条 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う事業者（以下この条及び第十条において「本部事業者」という。）は、当該事業に加盟する者（以下この条及び第十条において「加盟者」という。）の事業において排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について、当該加盟者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な指導を行い、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めるものとする。

2 加盟者は、前項の規定により本部事業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力するよう努めるものとする。

(教育訓練)

第七条 排出事業者は、その従業員に対して、その事業活動に伴い排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めるものとする。

(排出の抑制及び再資源化等の実施状況の把握及び管理体制の整備)

第八条 排出事業者は、その事業活動に伴い排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施量その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うものとする。

2 排出事業者は、前項に規定する記録の作成その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うものとする。

(関係者との連携)

第九条 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮するものとする。その際、必要に応じて取引先の協力を求めることがある。

(約款の定め)

第十条 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下この条において「法」という。）

第四十六条第二項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関し本部事業者が加盟者を指導又は助言する旨の定め

二 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関し本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め

三 本部事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書に第一号又は前号の定めが記載され、当該契約書を遵守するものとする定め

四 本部事業者が定めた環境方針又は行動規範に第一号又は第二号の定めが記載され、当該環境方

針又は行動規範を遵守するものとする定め

五 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関し、法に基づきプラスチックに係る資源循環の促進等のための措置を講ずる旨が記載された、本部事業者が定めたマニュアルを遵守するものとする定め

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。